外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（タオル製造職種）案に関する意見募集の結果について

令和８年１月30日
出入国在留管理庁
厚生労働省人材開発統括官

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（タオル製造職種）案について、令和７年９月８日（月）から同年10月７日（火）まで御意見を募集したところ、15件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも法務・厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する考え方
１	外国人労働者の受入れ施策についてはこれ以上拡大すべきではなく、むしろ縮小・見直しを行うべきです。	御意見は今後の執務の参考とさせていただきます。
２	本制度は「技能移転による国際貢献」を目的としているものの、実態は人手不足対策となっているのではないか。 タオルはどこの国でも製造していて、技能実習の対象職種とする必要はないのではないか。 少子高齢化や地域経済の課題を踏まえると、外国人労働者を受け入れるよりも、まずは国内人材の雇用機会を確保する政策を強化	技能実習制度は、人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進することを目的としており、労働力の需給の調整の手段として行われてはならないこととされています。 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第３

	すべきである。また、安価な労働力として外国人労働者を雇用することによって、産業全体として賃金水準や労働環境の改善がなされないのではないか。	号。以下「規則」という。）の別表第２に掲げられている、第２号技能実習及び第３号技能実習を行うことができる職種及び作業（以下「移行対象職種・作業」という。）を追加するには、職種追加を行おうとする業界団体が、技能実習制度の趣旨を踏まえた上で、関係業界内の合意、業所管省庁の合意を得て、学識経験者と労使からなる「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」（以下「専門家会議」という。）において ① 同一の作業の反復のみではないこと ② 送出国の実習ニーズに合致すること ③ 技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること 等の要件を満たすことについて了承を得る必要があり、タオル製造職種（タオル縫製作業）についても、これらの手続を経て今般移行対象職種・作業に追加されるものです。
３	タオル製造業における評価試験を実施する「日本タオル検査協会」についても、評価の公平性・透明性、営利性との関係について十分な担保がない。	試験実施機関についても上記と同様に評価の公平性等一定の要件を満たすものとして専門家会議で了承を経た上で決定するものです。
４	過去にタオル製造企業において技能実習生に対する劣悪な労働環境が報じられた。このような労働問題が再発すれば、日本ブランドそのものの価値が損なわれる恐れがある。	技能実習生は各種の労働関係法令が適用される労働者であり、技能実習制度により受け入れる外国人もこれまでと同様に、労働者として労働関係法令が適用されることとなります。

	また、技能実習の適正な実施を監督する行政機関の体制はすでに限界が指摘されており、職種追加によって監督対象がさらに拡大すれば、人権侵害や労働基準違反の見逃しが増える危険がある。	その上で、ご指摘のあった過去の不適切事案の再発防止につきましては、第 91 回専門家会議の議事要旨に掲載のとおり、不適切事案の有無についての調査及び不適切事案が確認された場合の指導について、タオル産業の業界団体及びその業所管省庁である経済産業省においても適切に対応を行うことを予定しております。引き続き外国人技能実習機構や労働基準監督署等と連携し、人権侵害や労働基準関係法令等の違反が認められる場合には適切に対応して参ります。
５	職種の追加を行う前には、まずは人権の保護を制度の中心に据え、人権侵害を未然に防ぐ枠組みを整えるべき。	移行対象職種・作業を追加するには、職種追加を行おうとする業界団体が、技能実習制度の趣旨を踏まえた上で、関係業界内の合意、業所管省庁の合意を得て、学識経験者と労使からなる専門家会議の了承を得る必要があり、タオル製造職種（タオル縫製作業）についても、これらの手続を経て今般移行対象職種・作業に追加されるものです。 技能実習制度は、平成５年に制度を開始し、これまでも、問題事案の発生や人権保護の観点からの指摘等を踏まえ、 ・　平成２２年施行の入管法改正法によって、１年目からの（入国後講習を除く）全期間にわたって労働関係法令による保護が及ぶようにし、 ・　平成２９年施行の技能実習法によって、外国人技能実習機構を設立するとともに、技能実習計画の認定や監理団体の許可に係る制度を導入する などして、制度の適正化を図ってきたところです。

		技能実習制度は、人材育成を通じた国際貢献に一定の役割を果たしてきた一方、一部で人権侵害や法違反が指摘されてきました。このため、これらの課題を解消し、我が国が魅力ある働き先として外国人材に「選ばれる国」となるよう、人材確保と人材育成を目的とする育成就労制度を創設することとしており、令和９年４月１日の制度の開始に向けて、準備を進めてまいりますとともに、技能実習制度においても引き続き外国人技能実習機構や労働基準監督署等と連携し、人権侵害や労働基準関係法令等の違反が認められる場合には適切に対応して参ります。
６	外国人技能実習制度は、我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的としていると承知している。 今般の省令改正案は、タオル製造職種及びタオル縫製作業に係る技能実習評価試験を追加することとされているが、外国人技能実習制度の目的と照らして、タオル等は不適当ではないか。 仮に適当であるとすれば、外国人技能実習として、前記タオル製造職種及びタオル縫製作業を実現することについて、本パブリックコメントの資料その他説明では、国民への経緯及び理由の説明が不足していると思われる。	移行対象職種・作業の追加に当たっては、関係業界内の合意や業所管省庁の同意を得た上で、厚生労働省が開催する、学識経験者と労使からなる専門家会議において、 ① 同一の作業の反復のみではないこと ② 送出国の実習ニーズに合致すること ③ 技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること 等の要件を満たすことについて、了承を得ることとされています。今般、タオル製造職種（タオル縫製作業）の追加が専門家会議で了承されたことから、規則別表第２の改正を行うものです。専門家会議におけるこれまでの議論の内容については、各回の議事要旨を厚生労働省ホームページにおいて公開しているところです。

	また本省令改正案につき、政府内外で、どのような経過を辿って、丁寧な議論が尽くされたかどうかも知りたい。	なお、技能実習制度は、人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進することを目的としており、労働力の需給の調整の手段として行われてはならないこととされています。

※上記のほか、２件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。